

## 緊急小口資金特例貸付

## 借用書

|         |   |
|---------|---|
| 借 用 金 額 | 円 |
|---------|---|

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。

については、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

なお、借用書提出日には貸付が決定していないため、借用書の日付は空白とし資金の貸付決定日をもって契約成立とするとともに、借用書の借用金額については貸付決定通知書の金額をもって借用金額とすることを承諾します。

令和 年 月 日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会会長 殿

(借受人)

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 住 所  |                       |
| 氏 名  | 印                     |
| 生年月日 | 大正<br>昭和 年 月 日生<br>平成 |

## [借入要項]

|            |  |  |
|------------|--|--|
| 1 貸付金の受領方法 | 借受人が指定する金融機関口座への振込による。   |  |
| 2 貸付金の償還   | 据置期間   | 12 か月  |
|            | 償還期間   | 24 か月  |
|            | 償還方法   | <input type="checkbox"/> 月賦償還<br><input type="checkbox"/> 一括償還 |
| 3 延滞利子     | 上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。 |  |

## 【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

|     |     |     |        |         |  |
|-----|-----|-----|--------|---------|--|
| 地 区 | 年 度 | 資 金 | 貸付けコード | 支店/受付番号 |  |
|     |     |     |        | 市区町村社協  |  |